

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の相談に関する事務 生活保護の申請に関する事務 生活保護の照会に関する事務 生活保護の開始、廃止に関する事務 就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務 被保険者健康管理支援事業の実施に関する事務 生活保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護システム 佐賀市基幹行政システム(住基照会) 佐賀市基幹行政システム(所得照会) 佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) 中間サーバー 統合専用端末 運用支援環境 運用支援環境 情報提供サーバー 医療保険者等向け中間サーバー 生活保護システム(標準仕様準拠版) レセプト管理システム(標準仕様準拠版)
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護システムDBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法 第9条 第1項 別表第23項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 番号法 第9条第2項に基づく佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 第2項第1号 別表 第8項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第5号、第6号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 番号法第19条第9号 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条</p> <p>【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表第42項、第43項、第161項、第162項 番号法第19条第9号 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条</p> <p>【情報提供の根拠】番号法第19条第5号、第6号 番号法第8号に基づく主務省令第2条 表第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第43項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 番号法第19条第9号 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市保健福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
社会保険診療報酬支払基金	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市保健福祉部生活福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守しているため、十分であるとしている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこととしている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、……、第116項、第120項	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、……、第116項、第119項	事後	
平成28年9月20日	5. 評価実施機関における担当部署	生活福祉課長 豊田 英二	生活福祉課長 土井 健太郎	事後	
平成28年9月20日	II しいき値判断項目	平成26年4月1日 時点	平成28年9月20日 時点	事後	
平成30年11月30日	II しいき値判断項目	平成28年9月20日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
令和1年10月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、……、第16項、第24項、……、第31項、第50	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、……、第16項、第18項、第20項、第21項、	事後	
令和1年11月8日	II しいき値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	
令和2年11月11日	II しいき値判断項目	令和1年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和3年11月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和3年11月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、……、第108項、第116項、第120項	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第9項、……、第108項、第113項、第116項、第	事後	
令和3年11月8日	II しいき値判断項目	令和2年10月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月8日	IV リスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和4年11月10日	II しいき値判断項目	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年2月13日	評価書名	生活保護の決定及び実施事務 基礎項目評価書	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に関する生活保護の措置等に関	事前	
令和5年2月13日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	佐賀市は、生活保護の決定及び実施事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、……、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	佐賀市は、生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、……、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事前	
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う業務	生活保護の決定及び実施事務	生活保護法による保護等に関する事務及び生活困窮外国人に関する生活保護の措置等に関する事務	事前	
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	・生活保護の相談に関する事務 ・生活保護の申請に関する事務 ・生活保護システム	・生活保護の相談に関する事務 ・生活保護の申請に関する事務 ・生活保護システム	事前	
令和5年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	・佐賀市基幹行政システム(住基照会)	・佐賀市基幹行政システム(住基照会)	事前	
令和5年2月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1 第15項	1.生活保護法による保護等に関する事務 ・番号法 第9条第1項 別表第一 第15項	事前	
令和5年2月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第8号 別表第2	1.生活保護法による保護等に関する事務 <情報照会ができる根拠法令>	事前	
令和5年2月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	生活福祉課長 土井 健太郎	生活福祉課長	事後	
令和5年2月13日	II しいき値判断項目	令和4年11月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事前	
令和5年2月13日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	提供・移転しない	十分である	事前	
令和6年1月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	1.生活保護法による保護等に関する事務 <情報照会ができる根拠法令>	1.生活保護法による保護等に関する事務 <情報照会ができる根拠法令>	事後	
令和6年1月9日	II しいき値判断項目	令和5年2月1日 時点	2024/1/9	事後	
令和6年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	1.生活保護法による保護等に関する事務 <情報照会ができる根拠法令>	1.生活保護法による保護等に関する事務 <情報照会ができる根拠法令>	事後	
令和6年3月22日	II しいき値判断項目	令和6年1月9日 時点	令和6年3月22日 時点	事後	
令和6年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.生活保護法による保護等に関する事務 ・番号利用法 第9条第1項 別表第一 第15項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 2.生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 ・番号利用法 第9条第2項 ・佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項第1号 別表第8項	・番号法 第9条 第1項 別表第23項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 ・番号法 第9条第2項に基づく佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項第1号 別表 第8項	事後	法改正に伴う修正のため重要な変更該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1生活保護法による保護等に関する事務 <情報照会ができる根拠法令> ・番号利用法第19条第8号 別表第二 第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条 <情報提供ができる根拠法令> ・番号利用法第19条5号 ・番号利用法第19条6号 ・番号利用法第19条第8号 別表第二 第9項、第10項、第14項、第16項、第18項、第20項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第37項、第38項、第42項、第50項、第53項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第113項、第116項、第120項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び方法を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条 2生活困窮外国人に対する生活保護の措置に関する事務 <情報照会ができる根拠法令> ・番号法第19条第9号	<情報照会ができる根拠法令> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表第42項、第43項、第161項、第162項 ・番号法第19条第9号 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条 <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条第5号、第6号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第43項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 ・番号法第19条第9号 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条	事後	法改正に伴う修正のため重要な変更該当しない。
令和6年12月18日	IIしきい値判断項目	令和6年3月22日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月18日	IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業		十分である 判断の根拠 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を守っているため、十分であるとしている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこととしている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。	事後	新様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従事者に対する教育・啓発 十分である 判断の根拠 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に則った登録業務のマニュアルを作成し、定期的な研修を実施しているため、十分であるとしている。	事後	新様式変更
令和7年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護システム 佐賀市基幹行政システム(住基照会) 佐賀市基幹行政システム(所得照会) 佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) 中間サーバー 統合専用端末 運用支援環境 運用支援環境 情報提供サーバー 医療保険者等向け中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護システム 佐賀市基幹行政システム(住基照会) 佐賀市基幹行政システム(所得照会) 佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) 中間サーバー 統合専用端末 運用支援環境 運用支援環境 情報提供サーバー 医療保険者等向け中間サーバー 生活保護システム(標準仕様準拠版) レセプト管理システム(標準仕様準拠版) 	事前	
令和7年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表第42項、第43項、第161項、第162項 番号法第19条第9号 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条 <p><情報提供ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第5号、第6号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第43項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 番号法第19条第9号 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条 	<p>番号法第19条第5号、第6号</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第43項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項</p> <p>【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表第42項、第43項、第161項、第162項</p> <p>【情報提供の根拠】・番号法第19条第5号、第6号</p> <p>番号法第8号に基づく主務省令第2条表第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第43項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項</p> <p>番号法第19条第9号</p> <p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 第8条</p>	事後	
令和7年11月1日	II しいき値判断項目	令和6年11月1日時点	令和7年11月1日 時点	事後	